

令和元年（2019年）9月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 令和元年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和元年9月13日（金）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企 画 課 長	上ノ坊健二	税 務 課 長	直 江 仁
住 民 課 長	上 村 毅	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野 和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	宮原 俊也
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	植地 俊文
教 育 長	中井 克佳	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	久保有謙	書 記	家倉義光

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 入江康仁	13番 家崎仁行
----------	----------

議事の顛末 次のとおり記載する。

**東清剛議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

---

**日程第1**

**東清剛議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 入江康仁君

13番 家崎仁行君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第2**

**東清剛議長**

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 瀧本攻君。

## 瀧本攻総務産業常任委員長

皆さん、改めておはようございます。

令和元年9月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につきましては、9月4日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名出席のもと開催させていただきました。

説明のために出席した者は、総務課、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課、危機管理課の課長及び職員であります。

まず、今期定例会において付託されました案件は、

議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例

議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例

議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例

議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案6件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例の審査を行いました。

質疑、討論もなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論もなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論もなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑として、日本赤十字社の軽自動車は紀北町にはないと思いますが、県内ではどこにあるのですかという質疑がありました。

課長から日本赤十字社の三重県支部が津市にあり、伊勢市、四日市市などに施設がありますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論もなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、財政課所管分について、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で、財政課の所管分の質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、7ページの金額でいうと169万円、7ページのみえ森と緑の県民税市町交付金(連携枠)の「連携枠」の意味と内訳を教えてください。また、獣害防護柵の整備に対することですかという質疑に対して。

答弁として、平成26年から導入されたみえ森と緑の県民税市町交付金事業は、県条例により5年が経過したことによる見直しを行い「特別枠」がなくなり、令和元年から新たな事業としまして「連携枠」が設けられました。

「連携枠」については、県と市町が連携して行うこととなっております。今回の事業内容といたしましては、森林組合おわせが実施する伐採後の新植する際に設置する獣害防止施設の整備を支援するものであります。

対象経費は、造林事業の国・県による他の補助金等の交付を除いた経費が対象となりますという答弁でございました。

また、委員から17ページの修繕費20万円の事業内訳についてお答えくださいという質疑があり、課長から島勝漁村センターの浄化槽のブロワーの修繕費でございませうという答弁がありました。

委員から、島勝漁村センターについては、3階建てであり全フロア使用しているのですかという質疑があり、現在、すべてのフロアを使用しております。3階につ

いては公民館、2階については公民館と島勝出張所、1階は島勝大敷と漁協が使用しておりますという答弁でございました。

17ページの漁港管理事業について、本会議では海野浦漁港の土砂撤去費用という説明でありましたが、それでよろしかったですかという質疑がありました。

答弁といたしまして、事業の77万円のうち工事請負費53万円、海野浦漁港の宮前川河口に堆積した土砂撤去費用でございますという答弁でございました。

23ページの林道施設災害復旧事業の国補事業と町単事業についての説明をお願いしますという質疑に対して、資料の2番のところでございます。図面をお配りしておりますが、今回の林道災害復旧事業については国補事業と町単事業に分かれていますが、どちらも林道野又越線の災害復旧に関する費用でございます。

国補事業分について、国の補助対象事業となった災害復旧費、町単事業分については、災害査定を受ける際に測量及び設計業務を実施する必要がありましたが、これは補助対象外となっておりますので町単で計上させていただいておりますという答弁でございました。

また、野又越線の進捗について委員から質問がありました。

林道野又越線については、現在の計画総延長は15.6kmでございます。そのうち紀北町側は1万287mとなっており、そのうち現在完成している延長は、9,712mでございます。進捗率について紀北町分は、約94%となっております。残りの部分は、橋梁やトンネル等の構造物が必要となっておりますので、三重県の計画では、令和14年の完成予定となっておりますとの答弁でございました。

また、林道野又越線については急峻な箇所が多いため、今後も災害等の可能性が考えられますので、安全設計に努めてもらいたいと思っておりますがいかがですかという委員からの質疑に対して、三重県にもお伝えさせていただき、安全設計に努めていきたいと思っておりますという答弁でございました。

以上で、農林水産課所管分の質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分について、予算書18ページ、本会議の説明では、道の駅海山の指定管理の5年の期限を迎えるため、新たに指定管理者を選定する委員会を設置するための委員への報償費として12万円ということでした。新しい指定管理者の選定までのスケジュールを教えてくださいという質疑に対して、課長から、本定例会において報償費を計上させていただきました。まず、お認めいただきましたら

12月中に書類審査などを行いまして、その後、1月中に決定をし、最終的には3月定例会と考えています。あくまでも4月1日からと思っていますという答弁でございました。

町と議会との指定管理に関することについては、間に合うと思うのですが、3月定例会で指定管理者の承認をするなら、どこが受けるか分からない状態で、業者は準備ができますかという質疑に対して、課長から、スピード感をもって行うべく、今定例会で報償費の予算を上程させていただいております。商工観光課といたしましては、12月定例会を目標にお示しできるよう進めていきたいと考えておりますという答弁でございました。

また、委員から再度、営業については、令和2年になりますね、令和2年3月31日まで続けるということですかという質疑に対して、令和2年3月31日まで指定管理の契約がございますので、それまでの営業を続けていくという答弁でございました。

指定管理の確認ですが、食堂であるとか指定管理の部分を教えてくださいという質疑に、道の駅海山の交流ホールであり、紀北町が整備した部分としますと、地域特産物展示販売、レストラン、2階事務室、会議室ですという答弁でございました。

道の駅海山に、従業員の方が何人かいらっしゃると思いますが、皆さんはこのことを分っていますかという質疑に対して、本年の5月末日に海山物産の総会が開催されていますので、その時に公表がされていると把握をしていますという答弁でございました。

報償費12万円ということですが、委員会は何回開催される予定かお聞きますという質疑に、報償費12万円の根拠ですが、紀北町公の設備に関わる指定管理者の公募選定委員会設置要綱第3条第1項において、選定委員会は委員8人以内で組織することありますからは、最大8人とさせていただいております。また、公募ということも考えていますので、開催回数は3回とされております。報償費は1回につき5,000円でございますという答弁でございました。

以上で、商工観光課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、危機管理課の所管分について、消防機械器具を追加したのですかという質疑に対して、防火水槽のフタの修繕工事で、場所は、紀伊長島駅前の町道路面の下にある防火水槽のフタですという答弁でございました。

フタが沈下していたためですかという質疑に対して、町道路面からフタが若干沈下していたため、大型車両等の通行により破損し、陥没の恐れがあるため、緊急的に修繕しましたという答弁でございました。

具体的な場所はどこですかという質疑に対して、紀伊長島駅前の前川組さんの事務所前です。

この場所に限らず、防火水槽のフタが若干沈んでいる場所や舗装が割れている場所もあると思いますので、今後、そういったところの点検を行っていき、至急修繕を要するところを改善したいと思いますという答弁でございました。

また、委員からフタ一枚だけで、32万4,000円もするのですかという質疑に対して、フタ周辺のアスファルト等の修繕料もすべて含めた金額ですという答弁でした。

これについては、委員の棚に配付させていただきました。

フタの大きさはどのくらいですかという質疑に対して、約80cmくらいですという答弁でございました。

アスファルト等の修繕料も含めて、32万4,000円もするのですかという質疑に対して、フタ周辺のアスファルトを張って、コンクリートでしっかり舗装して、フタも新しく取り替えたすべての費用ですという答弁でございました。

以上で、危機管理課所管分の質疑は終了しました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

## **東清剛議長**

次に、教育民生常任委員長 大西瑞香君。

大西瑞香君。

## **大西瑞香教育民生常任委員長**

おはようございます。

令和元年9月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、9月5日、木曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。説

明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分について

請願第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書

請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願第5号 防災対策の充実を求める請願書

の議案10件、請願4件、合計14件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

まずはじめに、議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、住民基本台帳法の施行令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うということですが、施行日は11月5日でよろしかったですか。またシステム等の改修にかかる補正等予算措置はあるのですか。

答弁としまして、施行日は11月5日で、補正等予算措置についてはございませんとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、旧海山町時代の災害で、支援制度があり、床上浸水でも町の制度を受けられたのですが、これに適用されるのか。今回の制度は、建物の全壊や半壊など大きい災害でないと適用されないのですか。

答弁としまして、償還金の支払猶予、償還免除、その報告ということで、今回、今まで政令などで定められていた事項が法律に引き上げられたことによる改正です。償還の支払猶予については、平成16年災の中で借り入れた金額、滞納額についての適用はできません。これは滞納をする前に支払猶予を受けてそれを延ばす、というものですので滞納になっている部分を支払猶予するという制度はありませんので該当にはなりません。

償還免除については、今回新しく破産手続きの開始、また再生手続きの開始の決定を受けたものが追加されたものです。

災害を受けたときに生活を再建するというので、この災害援護資金が発生します。全壊、半壊など大規模な被害がありますが、それについては災害援護資金ではなく、被災者生活再建支援法などの適用があると思いますとの答弁でした。

質疑としまして、破産決定したら償還免除になるということで、よろしいですか。支払猶予については、平成16年災については該当するものがないということでしたが、今後、災害が起こった場合、現実的にお金で貸し出し償還が始まると、償還猶予はどのタイミングで発生するのですか。また、破産決定というと、どういうふうな破産をこれとみなして、どういうところで、どういう機関で破産決定や破産手続きがされていくのか、具体的に説明をお願いします。

答弁としまして、支払猶予については、支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったときということで、支払猶予をする時点で滞納となっている部分についての支払猶予はできません。これは税金と同じ仕組みになっています。

また、償還免除については、まず、破産手続きの開始は裁判所の監督のもとで財産処分、破産債権の弁済が生じたときになっています。

また、破産手続きの開始が決定されるだけで免除になるわけではなく、償還免除については保証人の関係があり、保証人に償還能力があると認められるときは償還免除をするものではなく、保証人に償還をさせることとなっています。その中で破

産宣告を受けた時の対応については、昭和49年の局長通知がありますので、それに基づいて事務が行われることになると思いますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、表面上は「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるということですが具体的にはどういうことなのか、詳しい説明をお願いします。今度10月1日から保育料の無償化が始まりますが、そのこととは関係のないことなのでしょうか。

答弁としまして、今回の法律改正につきましては、子ども・子育て支援法の改正による字句の訂正でございます。言いまわしが変わったということで、この提案になっています。

また、支給認定が教育・保育給付認定保護者ということで給付といたしますのは施設、保育所へ国、県、町が給付費として支払うという意味合いでございます。

今回の条例改正につきましては、法律改正による言い回し、字句の訂正でございます。内容が変わるということではございません。今回の無償化に対する条例改正ではございませんとの答弁でした。

質疑としまして、字句の訂正ということでしたが、言葉を変えるということは意味も若干違うという意味合いでお聞きします。指定の金額を「支給認定保護者」ということで一般家庭の親御さんに支払うのかなど、教育・保育給付認定保護者は保育所に支払うのかなど認識したのですが、保護者が親のような感じに受け取れ、保育所とかそういうところだと認識したらよろしいのでしょうか。

答弁としまして、給付という制度ですが、給付の対象となる施設等を利用した場合、施設等が教育・保育を提供するために、必要とする経費の全部もしくは一部を国、県、市町が利用者に給付費として支払うものでございます。なお、この給付費は確実に教育・保育に要する費用に充ててもらうため、利用者の皆様には直接的に給付せず、町から施設等に支払う仕組みとなっておりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、今回の条例改正で一時預かり保育料が無料となるということですが、月額いくらまでは無料といったような上限はあるのですか。現状も含めて教えてください。

答弁としまして、預かり保育料は、1回300円となっています。平成30年度の実績は、延べ183名の利用がありました。利用回数の上限はなく、申請をしていただき利用していただいていますとの答弁でした。

質疑としまして、1人の方が何度預けても無料で、上限はないのですか。

答弁としまして、はい、ありませんという答弁でした。

質疑としまして、一時預かり保育条例の一時とはどういう意味ですか。家庭からの申請があれば特に調査などもなく預かることになりますか。

答弁としまして、一時預かり保育料につきましては、保護者または扶養している方が、疾病、災害、事故、出産、看病、介護などで、やむを得ない理由で保育の延長を幼稚園に申請し、認められた場合の保育料を定めていました。通常の保育を終了してからの延長保育のことをいいます。申請書を出していただいて、審査をして決定しますとの答弁でした。

質疑といたしましては、一時預かりの制度は最近できた条例ですが、保育料は規則で、一時預かり保育料は条例ということで、本来重要な保育料を条例化するほうがいいのではと思いますがどうでしょうか。

答弁としまして、保育料につきましては、紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例において規則で定めると定めております。その関係で今回、規則改正を行い保育料を無料に改正するものですとの答弁でした。

質疑としまして、一時預かり保育料について、今回の改正案では漢字で「零」とするとありますが、他では、「零円」とするという表現が多いと思いますが、あえて、「零」とした理由はなにですか。

答弁としまして、これは子ども・子育て支援法施行令において利用料が定められており、同様に零という表記でしたので、そのようにしました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑としまして、法改正で、指定給水装置工事事業者制度で5年の更新制になって、この条例でも手数料7,000円ということですが、指定給水装置工事事業者は60社ということでしたけど、どこまでの範囲の業者が指定されるものなのか。それと、更新料7,000円の分ですが、工事1つにつき7,000円ということですが、5年間の更新料として7,000円ですか。

答弁としまして、1回の更新につき7,000円です。ですので7,000円で5年間更新されるということになります。

指定給水業者ですが、給水装置を工事するにあたって、資格を有する社員を雇用している業者で、水道管の接続や切断に係る道具を有している業者を指定しています。申請するにあたり所有道具の一覧表や資格取得者などの書類の提出を求め、確認して登録していますとの答弁でした。

質疑としまして、指定給水装置工事事業者は町内にはどれほどありますか。また、今回60社更新してくるとすれば、60社が工事に関わるような状況があるのですか。

工事の際は登録業者の中で入札するということなのですか。町内17社ということでしたより多いのでほとんどの水道業者が指定給水装置工事事業者の許可を持っているということに理解していいですか。

答弁としまして、登録業者について、62社あります。町内が17社、町外が45社です。紀北町での登録がないと町内で給水工事ができませんので、一度きりの工事でも登録しており、そういった業者が残っています。

これは町の水道工事ではなく、民間の給水工事を実施する事業者ですので、町内の給水工事事業者の数ですとの答弁でした。

質疑としまして、更新手数料を新たに加えたということで、新規登録手数料はいくらですか。今までは更新というのはなかったのですか。

答弁としまして、新規手数料は1万4,000円になります。今までは更新はなく、一度登録すると無期限の登録となっていました。ですので事業実態の把握ができなく廃業していても名前が残っていることもあり、今回新たに法律で定め整理するものですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

はじめに住民課所管分については、質疑としまして、13ページの子ども医療費償還金について質疑がありました。

答弁としまして、子ども医療費に関しては、4月から3月までの支給分を県に申請し補助金をいただいておりますが、概算請求になります。翌年度、出納整理期間中に補助金が不足している場合は追加で補助金をいただきますが、超過の場合は償還をする必要があります。しかしながら、歳出予算がありませんので、今回補正を行いました。補助金の精算分になりますとの答弁でした。

以上のとおり住民課所管分については、質疑を終了しました。

次に福祉保健課所管分については、質疑としまして、13ページ、子ども子育て支援事業の360万1,000円について、詳しい説明をお願いしますとの質疑がありました。

答弁としまして、子ども子育て支援事業費についてですが、職員手当については、無償化にかかる事務費として、時間外手当2名分計60万円を予算要求しています。

また、役務費について、無償化にかかる事務費として、通知郵送代6万円、委託料については無償化システム改修費として、294万1,000円を計上しています。システム改修費・経費及び初年度の周知費用につきましては、全額国庫負担となっています。

無償化システムについては、無償化関連の帳票の作成、保育所の利用給付認定の創設、無償化にかかる管理システムになります。また、それまでに入力作業や確認作業など、色々な事務作業が発生すると考えられますので、その時間外の経費を60万円計上させていただきましたとの答弁でした。

質疑としまして、13ページ児童保育事業の125万6,000円について、3歳から5歳までの新たに発生する副食費を補助するという事で、町単になると思います。国は新たに保護者に負担を求めたものを町が負担するという事で、三重県でもあまりないことだと思しますので、評価したいと思します。これは具体的にどういったことですか。

答弁としまして、乳幼児教育無償化に伴う子育て支援として、副食費の補助を実施する補正となります。対象については、3歳から5歳児で10月から3月までの半

年分、合計60名分を予算化したものでございます。

内訳については、第1子は45名、第2子は3名、第3子は12名ということで、副食費の町の負担額として、60名の半年分を予算要求をさせていただきましたとの答弁でした。

質疑としまして、副食費の来年度からの国の財政確保、支援について質疑がありました。

答弁としまして、この無償化については、国の財源ということで、国2分の1、県と市町4分の1となっています。副食費についても、今年度と同様、360万円未満の方は国で、360万円以上の実費徴収する方については、町が独自に補助します。来年度についてもその予定ですとの答弁でした。

質疑としまして、7ページ歳入では障がい者自立支援給付費負担金は121万4,000円となっていますが、11ページ歳出では139万6,000円なので、金額が違っていています。今年は国からの100%補助で実施するとのことだったと思いますが、その違いはどうして出てきたのか教えていただきたい。

答弁としまして、障害者介護訓練給付事業については、2つのシステム改修があります。その中で乳幼児教育無償化対応分については、全額国庫負担、消費税の改定分については、国庫負担が2分の1となっています。その内訳ですが、障害者自立支援の乳幼児対応分については、103万1,800円になります。障害者自立支援の消費税改定分については、36万4,100円のうち、国庫負担分については、18万2,050円になります。また、一般財源の38万7,000円については、国庫が2分の1、町2分の1、そちらの部分及び療育教室の運営経費を計上していますとの答弁でした。

12ページ、老人ホーム管理運営事業の修繕費について質疑がありました。

答弁としまして、今年の3月に強風で煙突が破損し、応急処置をしましたが、煙突自体が強風で倒壊し、半分に折れてしまったので応急処置をしました。3月に倒壊して折れた部分を撤去し、その修繕費は平成30年度予算で対応しました。今回は煙突の高さが足りなくなったので、その部分の改修費となりますとの答弁でした。

質疑としまして、ボイラーの煙突について、応急措置をしたのはいいですが、二次災害が起こったら大変なので、そういうことがあれば早急に見極めて予算要求をしてもらうのが大切だと思いますとの質疑に対し、答弁としまして、議員がおっしゃるように、今後もこのようなことがあった場合は、早急に予算要求をして対応し

ていきたいと思えますとの答弁でした。

以上のとおり福祉保健課所管分については、質疑を終了しました。

次に環境管理課所管分については、質疑としまして、14ページ、墓地管理事業の修繕について質疑がありました。

答弁としまして、海野地区墓地にはすでに鉄骨造の東屋が2棟ありますが、それらが老朽化により、基礎部分や屋根の一部などが破損したため、修繕するものですとの答弁でした。

質疑としまして、町営の久野墓地を除いて、地区の墓地修繕は各地区で行うのではないのですか。

答弁としまして、墓地整備費助成金は地区の管理する墓地に対して助成するもので、対象事業として、墓地の区画、拡張、施設の移転、環境整備があります。地区から相談がある度に、内容を精査して補正予算で計上するなどしていますとの答弁でした。

以上のとおり環境管理課所管分については、質疑を終了しました。

次に学校教育課所管分については、質疑としまして、22ページ幼稚園管理運営事業の工事請負費について質疑がありました。

答弁としまして、今回、79万1,000円の増額をお願いするものにつきましては、紀伊長島幼稚園の管理棟の両側から教室に伸びる渡り廊下の改修工事に関する費用です。当初は、144万9,000円の工事費用を見込んで予算要望したのですが、実施設計時の調査で、さらに腐食が進んでいるところが発見されたことと、電力管の腐食等も見つかったことから工事費が不足しますので、79万1,000円の増額をお願いするものですとの答弁でした。

20ページ、21ページの要保護及び準要保護生徒就学援助事業について質疑がありました。

答弁としまして、まず、小学校費の要保護及び準要保護生徒就学援助事業ですが、当初、98人の対象者を見込んでいましたが、15人程度認定者が増える見込みで不足が生じたので、今回増額を要望するものです。中学校費の要保護及び準要保護生徒就学援助事業につきましては、認定者が5人程度増える見込みで、主に新入学用品費ところで増額をお願いするものですとの答弁でした。

質疑としまして、全体の児童の何%ぐらいの方が対象になりますか。中学校の生

徒についても割合を教えてください。

答弁としまして、小学校で約21.5%、中学校では約19.7%で、それぞれ約5人に1人の割合となりますとの答弁でした。

質疑としまして、要保護及び準要保護生徒は約20%とのことですが、全国的な割合と比較すると、紀北町はどのような感じですか。また、中学生の新1年生の新入用品費の分が入っていると聞きましたが、もうすでに3月支払っている方の分なのか、この5名の方の分はどうか。来年の認定予定の方を予想して計上したのかとの質疑がありました。

答弁としまして、全国の要保護及び準要保護生徒の割合ですが、平成27年度実績で15.23%となっています。また、中学校の新入用品費については、来年の2月末に支払う予定の方の分です。

中学校の新入用品費につきましては、現在小学校6年生の子どもが中学校に上がりますので、その小学校6年生の認定者の状況から不足すると見込まれますので、増額の要望をさせていただきましたとの答弁でした。

以上のおり学校教育課所管分については、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は本委員会所管分については原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

8ページの財政調整基金に、296万3,000円積立後の基金残高について質疑がありました。

答弁としまして、基金残高は4,674万4,000円になりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1

号) についての審査を行いました。

質疑としまして、6 ページ歳入、歳計剰余金1,120万9,000円の補正前の額と補正額について質疑がありました。

答弁としまして、こちらの繰越金については、昨年度の予算の中で、どれだけ決算で繰り越しができるか、そういったことが推定できないということで、当初予算で1,000円を予算措置しています。また、この部分については、緊急的な経費である煙突の修繕料を差し引きした部分を全部基金に積み立てるものです。町の基金積立金と同じく、指定介護老人福祉施設基金積立金として、一般的な基金と同じように、基金に積み立てをしているものですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分についての審査を行いました。

質疑としまして、平成23年度の法改正で積立金をこれだけしなさいとか、建設改良積立金には何%とか、そういった決まりができたのでしょうか。

答弁としまして、平成23年度の法改正については、以前は積み立てる額が決まっています、減債積立金に利益の20分の1以上積み立てなさいという決まりがありました。それが撤廃され、議会の議決や条例を定めることによって、利益の処分を市町村の裁量でできるという法改正でした。当町においては、議会の議決により、毎年このようなかたちで、利益の処分をしていますとの答弁でした。

質疑としまして、ほかの積立も同じように考えたらいいのですか。また自由に裁量でできるということですが、紀北町として基準にしている部分がなければ数字が出てこないと思いますが、どういう基準で行っていますか。

答弁としまして、まず、当期純利益に対して従来の制度の20分の1の考え方を踏襲し、80万円積立しております。その残りの額を建設改良積立金に積み立てています。また、建設改良積立金を取崩して使用した額を資本金に組入れていますとの答弁でした。

質疑としまして、地方の裁量でとていましたが、それは地方分権と関係しているのですか。

答弁としまして、地方分権が進む中で、そういう地方の裁量が広がったという

部分で緩和されたのではないかと考えますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書朗読のあと、紹介議員より追加説明がありました。

質疑に入り、質疑としまして、まず1つずつの請願になると思いますが、全体を通してのこともここで話させてもらいます。合併後、この請願を提出されていたんですが、2年ほどなかったと思います。この請願を出すことによって、どのようなことが変わっているのか。また、変わっていない部分の説明とずっと請願を出されていたのが、ここ2年ほど出していないと思う。どうしてか。この2点の答弁をお願いします。

答弁としまして、私の聞きましたところ、この請願は全国的に毎年やっています。そのおかげで、国庫負担が若干増えていると聞いています。具体的に変わったところはわかりません。

2点目ですが、実は2年切れていました。いろいろ聞くところによりますと、全国的にもそうですが、三重県内でも数市町は今回請願を提出していません。ただ、尾鷲市など、請願を提出しない市町では、市長、町長に対し上申書を提出しているとのこと。紀北町が2年間提出していないのは、紹介議員の選出が難しかったと聞いていますとの答弁でした。

質疑としまして、請願の2号の義務教育費について、一般財源に入れずに教育関係の目的で使えるように基金で縛りを作ってほしいという理解でいいですか。

答弁としまして、そのとおりですとの答弁でした。

質疑としまして、請願の効果があるように努力して審議していますが、実際に効果や見込みはありますか、紹介者議員に答えられる範囲でお答えください。

答弁としまして、効果と見込みですが、聞いてませんが、見込みとしては、こういった請願を提出していくことは、それなりに効果は出ていると思います。これを止めてしまうと、教育の予算が減ってしまうことがあり、続けていかなければいけないと思っていますとの答弁でした。

質疑としまして、請願権は憲法で認められている権利ですので、そういうことに

注意して子どもたちの教育のために請願は出していただきたい。そういうことも含めてお伺いします。

実際、主旨はそのとおりですが、理由の中で先ほどのことに連携すると思うのですが、全体的な文章の中で、紀北町の実情はわかりません。この理由の中で紀北町のことは理解できない数字になっています。具体的にコンピューター1台あたりの三重県と紀北町の数値をもしわかれば説明をお願いします。学校教育課長から説明があり、町のコンピューターの1人あたりの人数について報告させていただきます。紀北町におきましては、パソコン教室に整備しています。小学校は令和元年度で9校ありますが、パソコン教室のパソコンが193台ということで、児童数523名ですので、割合から1台2.71人の整備になります。中学校につきましては、1台あたり2.99人の割合で、紀北町全体ですと1台あたり2.81人になっています。無線LANの率ですが、小学校では無線LANは整備していません。中学校では1校整備していますとの説明でした。

質疑としまして、この文章の中で都道府県間の大きな格差を生じさせていると書いてあります。国県町の教育予算率ですが、県によって違うのか国が規定しているのか、お聞きします。具体的に率を言ってもらえませんか。国県町の持ち出しは例えば100万円の予算で整備した時に半分は国、25%は県、残り25%が町という理解でよいですか。

課長から説明があり、教育コンピューターを整備した時に、国の予算をいただいでおり都道府県によって国の補助率が変わるということはありません。今あるコンピューターは、何年か前に整備したもので、そのときの補助金、補助率がどういったものか、今、資料がありませんので申し訳ありません。今後、パソコン教室のパソコンを更新する場合に、特に補助はありませんので単費になります。国の補助はありませんが、交付税措置はあるかもしれません。文部科学省からの整備に対する補助金はありませんとの説明でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、この文章を読ませていただきまして賛成の討論をさせていただきます。この文章の中の一文をとりあげて私の賛成の意思を示したいと思います。一般財源でなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところで、以上の理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。と

いう願意のもとに賛成とさせていただきますという賛成討論がございました。

続きまして、賛成討論として、基本的に賛成とします。ただ、今後のことを含めて、紀北町議会にあった請願の出し方を今後お願いしたい。そうしていただけるということを思いまして賛成の討論とさせていただきますという賛成討論がございました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

次に、請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書の審査を行いました。

事務局が請願書朗読のあと、紹介議員より追加説明がありました。

質疑に入り、質疑としまして、2040年問題として、2040年には紀北町が消滅されるといわれている。2040年には、紀北町の中学校の卒業生が30人になるんです。2040年は、あと20年くらい。定数を増やすだけでなく減らすことも必要でないかと考える。赤羽中学校では、2人くらいになる。そのことも含めての改善と考えてよろしいか。

答弁としまして、子供の数が減ると教職員が減りますが、この請願は教職員定数の改善の請願です。小学校低学年は16名以下だと複式になり、教職員の数は減少します。教職員は足りているが、将来、子どもの数が少なくなることは、学校の統廃合等の問題となると思いますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

次に、請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての審査を行いました。

事務局が請願書朗読のあと、紹介議員より追加説明がありました。

質疑に入り、質疑としまして、紀北町の子供の貧困率は以前にもたずねたことがあります。その時は調査していないとっておりました。いま、わかれば教えてください。

課長より説明があり、町では貧困率という部分での調査はしておりませんとの説

明でした。

答弁としまして、就学支援助成の対象者の定義は、子どもの貧困率は何をもっていうのかというと、厚労省の貧困率の定義は、子どもの貧困とは必要最低限の生活水準が満たされておらず、心身の維持が困難で絶対的貧困にある、またはその国の貧困線。等価可処分所得の中央値の50%の以下の所得に暮らす、17歳以下の存在及び生活状況をいう。これが定義になっているとのことですのでの答弁でした。

質疑としまして、就学援助費と就学支援金の違いを明確に、どういうところが違うのか、教えていただきたい。

課長より説明があり、町が支出している就学援助費と請願に書かれている就学支援金の違いですが、就学援助費は住民税非課税世帯などに支払われるもので、請願に書かれている就学支援金は国際的なOECDの中で、日本は教育に占める私費負担の割合が高いということです。この就学支援金とは授業料とかだけでなく、奨学金とかも含まれた金額であると考えておりますとの説明でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

次に、請願第5号 防災対策の充実を求める請願書についての審査を行いました。事務局が請願書朗読のあと、紹介議員より追加説明がありました。

質疑に入り、質疑としまして、防災関係施設・設備の設置率に大きな幅があるのはどうしてですか。また、「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査(2017)」とありますが、文書中、西日本豪雨(2018年)の記載も出てきますが、それは、2018年の資料ができていなかったのかどうか、整合性に疑問を感じます。

また町内の学校の多目的トイレの数ですが2校、自家発電設備は6校と聞きました。平成28年度の請願時は、あと10行ほど紀北町の情報について記載していましたが、今回はなくなっています。どうしてなのか。また、前は多目的トイレは8校57.1%、自家発電設備は5校35.7%、貯水槽が3校21.4%、浄化槽・プールの浄水設備が0校というデータが添付されていましたが、今回の説明では多目的トイレは2校となっています。2年前との差の理由を教えてください。自家発電設備は、5校から6校になっています。

答弁としまして、設備率の数値に幅があることにつきましては、いま気づきまし

た。調べてみないとわかりません。続いて、2017年の調査結果と2018年の西日本豪雨の記載等については、わかりかねますとの答弁でした。

課長から説明があり、今回の請願の多目的トイレの整備につきましては、屋内運動場の状況ということで町内では2校とさせていただきましたが、平成28年度の請願時は対象が屋内運動場だけではありませんので8校とさせていただきました。

自家発電設備につきましては、危機管理課が防災倉庫の整備に自家発電設備を設置したものがあるので増えていますとの説明でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定しました。

採択の理由は、願意妥当のためであります。

以上で、本委員会に付託されました、14案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

#### **東清剛議長**

これで、各委員長からの報告を終わります。

---

#### **東清剛議長**

ここで暫時休憩いたします。50分まで休憩いたします。

(午前 10時 34分)

---

#### **東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 50分)

---

#### **東清剛議長**

続きまして、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）について総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続いて、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第45号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算(第2号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分についてについての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第5号 防災対策の充実を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了いたします。

---

**日程第3**

**東清剛議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第40号 紀北町県営土地改良事業分担金等徴収条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第40号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第4

### 東清剛議長

次に、日程第4 議案第41号 紀北町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第41号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第5

### 東清剛議長

次に、日程第5 議案第42号 紀北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第42号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第6**

**東清剛議長**

次に、日程第6 議案第43号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第43号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### **日程第7**

#### **東清剛議長**

次に、日程第7 議案第44号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第44号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 8

### 東清剛議長

次に、日程第 8 議案第 45 号 紀北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第 45 号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第 9

### 東清剛議長

次に、日程第9 議案第46号 紀北町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第46号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### **日程第10**

#### **東清剛議長**

次に、日程第10 議案第47号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第47号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第11**

**東清剛議長**

次に、日程第11 議案第48号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第48号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第12**

**東清剛議長**

次に、日程第12 議案第49号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第49号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第13**

### 東清剛議長

次に、日程第13 議案第50号 令和元年度紀北町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第50号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第14

### 東清剛議長

次に、日程第14 議案第51号 令和元年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第51号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第15**

**東清剛議長**

次に、日程第15 議案第52号 令和元年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第52号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第16**

**東清剛議長**

次に、日程第16 議案第53号 令和元年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第53号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第17

### 東清剛議長

次に、日程第17 議案第54号 平成30年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第54号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第18

### 東清剛議長

次に、日程第18 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第18 請願第2号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

**日程第19**

**東清剛議長**

次に、日程第19 請願第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りいたします。

日程第19 請願第3号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

#### **東清剛議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### **日程第20**

#### **東清剛議長**

次に、日程第20 請願第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りいたします。

日程第20 請願第4号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第21

### 東清剛議長

次に、日程第21 請願第5号 防災対策の充実を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択するものであります。

お諮りいたします。

日程第21 請願第5号については、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

## 日程第22

### 東清剛議長

次に、日程第22 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議

題といたします。

本件については、提案方法について総務産業常任委員会で協議をお願いし、委員会での協議の結果、委員会で提案することの決定をいただきましたものであります。

それでは提案者から趣旨説明を求めます。

総務産業常任委員長 瀧本攻君。

### **瀧本攻総務産業常任委員長**

それでは、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第1号

令和元年9月13日

紀北町議会議長 東 清剛 様

提案者 総務産業常任委員長 瀧本 攻

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であります。都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくため

には、引き続き、過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであります。引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清剛

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

総務大臣 高市 早苗 様

財務大臣 麻生 太郎 様

農林水産大臣 江藤 拓 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

以上で趣旨の説明を終わります。

#### **東清剛議長**

以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第22 意見書案第1号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、先ほど請願が採択されましたことにより、意見書案を提出されることとなります。

---

**東清剛議長**

この場で暫時休憩いたします。

(午前 11時 20分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 21分)

---

**日程の追加**

**東清剛議長**

先ほど請願が採択されたことにより、意見書案4件が提出されました。

この4件を日程に追加し、別紙のとおり追加日程とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり直ちに議題とすることに決定しました。

次に、追加日程第1 意見書案第2号から追加日程第4 意見書案第5号までの4件については、提案者より趣旨説明を求めるにあたり、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案4件については、提案者から一括して趣旨説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者からの一括した趣旨説明を求めます。

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

それでは、失礼いたします。

先ほどは4件採択いただきまして、ありがとうございます。

それでは、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

意見書案第2号

令和元年9月13日

紀北町議会議長 東 清剛 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。1枚めくっていただきまして。

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

趣旨、義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源を確保すること。

理由、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である

「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられます。

文科省がおこなった「学校における教育の情報化の実態等に関する調査(2018)」によると、学校におけるICT環境整備状況の都道府県格差は、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数で、1.8～7.9人/台、普通教室の無線LAN整備率で、9.9～68.8%、三重県内においては、それぞれ2.0～12.7人/台、0～100%と依然としてかなりの格差があります。学習指導要領改訂により、来年度から「プログラミング教育」、小学校中学年から「外国語教育」が実施されるにあたり、教育用コンピューター機器端末の整備は、急務かつ国としての責務であり、一定の水準を等しく担保しながら進められるべきです。

ICT環境整備に関わらず、これまでの教育環境整備に係る様々な整備計画の進捗とその結果を見るにあたり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところです。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められます。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清剛

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財 務 大 臣 麻生 太郎 様

#### 4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第3号について、趣旨説明を行います。

令和元年9月13日

紀北町議会議長 東 清剛 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。1枚めくっていただきまして。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

趣旨、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

理由、子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えます。学級編制について国際的に比較すると、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27人、中学校32人（2018年 経済協力開発機構（OECD）公表値）、OECD加盟国1クラス当たりの児童生徒数は小学校21人、中学校23人と大きく上回っています。三重県でも、小学校25.1人、中学校30.2人（平成30年度学校基本調査、単式学級）と、やはりOECD加盟国平均を大きく上回っています。

教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものであり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものです。

一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.1%で、OECD加盟国平均（5.0%）に未だに及んでいません。教育基本法により定められている「第3期教育振興基本計画（2018）」のなかで政府は、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要」としています。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の

解決へとつながり、そしてそれらは、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考えます。

以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

三重県北牟婁郡紀北町議会議員 東 清剛

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

#### 4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第4号の趣旨説明します。

令和元年9月13日

紀北町議会議員 東 清剛 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書  
上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。1枚めくっていただきまして。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書  
趣旨、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

理由、学校には、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちが通っています。厚労省の「国民生活基礎調査（2016）」によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。学校をプラットフォームとした子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について、関連機関と連携した支援を行うなどのとりくみが、今以上に進められていく必要があります。

日本の高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされており、大学等の高等教育段階での総教育支出においても、68%が私費負担で賄われ、経済協力開発機構（OECD）平均の30%を大きく上回っています。（OECD「図表でみる教育2018」）

すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度の拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、県教委が出した「令和2年度国への提言・提案」にもあるように、「標準的な修業年限を超過した場合であっても、就学支援金の対象とし、経済的負担の軽減をはかる」等、制度のさらなる緩和・拡充を求めています。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清剛

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

#### 4番 岡村哲雄議員

次に、意見書案第5号

令和元年9月13日

紀北町議会議長 東 清剛 様

提案者 紀北町議会議員 岡村 哲雄

賛成者 紀北町議会議員 太田 哲生

賛成者 紀北町議会議員 田島 明良

防災対策の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。1枚めくっていただきまして。

防災対策の充実を求める意見書

趣旨、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防

災対策の充実を図ること。

理由、「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）（2013）」にもあるように、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになることと推計されています。東日本大震災（2011年）、西日本豪雨（2018年）等これまでの災害で、多くの学校が避難所となったように、県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されます。

また、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められ続けていますが、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ15.5～61.1%、最小の県が15.5で最高の県が61.1%の意味でございませぬ。（三重県28.4%）、自家発電設備等9.3～90.7%（同71.5%）、貯水槽・プールの浄水装置等16.4～98.7%（同69.2%）、避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査（2017）など、まだまだ都道府県によってばらつきがあり、三重県においては、十分であるとは言えませぬ。

また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策は、2019年4月現在、公立小中学校11棟、県立学校39棟、（令和2年度国への提言・提案）で未完です。

過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月13日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 東 清剛

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

文部科学大臣 萩生田光一 様

以上で趣旨の説明を終わります。

#### **東清剛議長**

以上で趣旨の説明を終わります。

---

## 追加日程第 1

### 東清剛議長

これより各議案の審議に入ります。

まず、追加日程第 1 意見書案第 2 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書を議題といたします。

それでは、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第 1 意見書案第 2 号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 追加日程第2

### 東清剛議長

次に、追加日程第2 意見書案第3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第2 意見書案第3号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 追加日程第3

### 東清剛議長

次に、追加日程第3 意見書案第4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支

援に関わる制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第3 意見書案第4号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### **追加日程第4**

#### **東清剛議長**

次に、追加日程第4 意見書案第5号 防災対策の充実を求める意見書を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

追加日程第4 意見書案第5号については、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### 東清剛議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

9月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月3日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、上程いたしました案件につきまして、原案どおりご可決賜わり、誠にありがとうございました。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしましたご意見、ご指摘につきましては、その対応に留意しながら町政運営にあたってまいります。

さて、9月も中旬にさしかかり台風等の襲来も気になるところではございますが、本月には町内の各小中学校で運動会が開催され、10月には各種イベント、また11月10日には環境スポーツイベント、第4回三重紀北SEA TO SUMMITが開催されます。カヤック、自転車、トレッキングで紀北町内の海、里山を巡るアクティビティが行われますので、議員や住民の皆様におかれましては、ご参加される方への温かいご声援をお願いを申し上げます。

最後になりますが、残暑の中にも、秋の訪れが感じられる季節となりました。季節の変わり目は体調管理が難しくなりますので、議員や住民の皆様におかれましては、健康にご留意をいただきまして、実りおおき秋となりますようお祈り申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### **東清剛議長**

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

令和元年紀北町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は9月3日から本日までの11日間にわたり、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

なお、決算認定を審議するため決算特別委員会が設置されました。委員各位の今後の慎重なる審議を望むものであります。

それでは、これもちまして、令和元年9月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 48分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和元年 11 月 2 5日

紀北町議会議長                      東 清剛

紀北町議会議員                      入江康仁

紀北町議会議員                      家崎仁行